# 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

29生産第1116号 29政統第908号 平成29年8月31日 農林水産省生産局長 農林水産省政策統括官通知

この度、平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり平成 29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業 の実施につき、適切な指導を願いたい。

#### 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領

## 第1 趣旨

平成29年の梅雨期(6月7日から7月27日まで)における豪雨及び暴風雨(以下「平成29年梅雨期豪雨」という。)により、九州地方、東北地方及び北陸地方を中心とした各地域で作物、農地、農業用ハウス等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

農業経営の早期再開のためには、枯死した作物、被害果等(以下「作物残さ」という。)の早急な撤去、倒壊した農業用ハウスの復旧等により栽培環境を整え、次期の作付けに向けた生産資材の早期調達を図り、土づくりをする必要があるが、農作物被害により本年産の農作物の販売収入が激減する中で、損失を補填する共済制度の対象外となっている作物がある等の事情により、農業者がこれらの措置をとることが困難となっている。また、被災した集出荷施設等における農作物の出荷円滑化を図るためには、必要となる掛かり増し経費を支援する必要がある。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10888 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2のただし書による緊急対策として、被災した産地における営農再開を加速し、農作物の出荷の円滑化を図るため、平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業(以下「本事業」という。)を実施するものとする。

#### 第2 事業の取組等

#### 1 事業内容

本事業で支援する取組は、平成29年梅雨期豪雨による甚大な被害を受けた地域において、営農再開又は集出荷施設等(集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び育苗施設をいう。以下同じ。)における農作物の出荷円滑化を図るために共同で行う以下の取組とする。

#### (1)営農再開支援

#### ア 資材の調達等支援

#### (ア)次期作等支援

被災した共済対象外作物の次期作の栽培開始又は平成29年度中の営農再開に必要となる生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の調達、平成29年度中の営農再開に必要となる役務等を確保する取組

### (イ)作物転換・規模拡大支援

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材(種子・種苗等の消費材を除く。)を調達する取組

## イ 栽培環境整備支援

被災に伴い必要となる作物残さの撤去、追加的な施肥・防除等の栽培環 境整備のための取組

#### ウ 土づくり支援

災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るために 必要な追加的な堆肥の投入等の土づくりの取組

エ リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械又は 施設園芸用機器等(以下「農業機械等」という。)をリース方式により導入 する取組

なお、リース方式による農業機械等の導入に関する基準等は別紙に定めるとおりとする。

(2)集出荷施設等における農作物の出荷円滑化支援

ア 施設の仮復旧等

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一 時的に機能を回復させる取組

イ 周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農作物を周辺の集出荷施設等へ輸送し、 選果・加工等を行う取組

ウ 集出荷機能等の強化

被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回 復させる取組

## 2 成果目標及び目標年度

### (1)成果目標

ア 1の(1)のアの(ア)の事業 被災した農地等における営農再開とする。

イ 1の(1)のイの事業

被災した農地等において平成29年度中に営農再開のために適切な環境が確保されることとする。

ウ 1の(1)のウの事業

事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が従前の水準とおおむね同等まで回復することとする。

- エ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業 助成対象者が平成31年度まで作物転換・規模拡大等を行うこととする。
- オ 1の(2)の事業 被災した集出荷施設等の出荷の回復とする。

## (2)目標年度

ア 1の(1)のアの(ア)及びイ並びに(2)の事業については、平成29 年度とする。

ただし、1の(1)のアの(ア)の事業のうち、次期作の栽培開始に向けた取組は、平成30年度とする。

- イ 1の(1)のウの事業については、事業実施後3か年が経過した日が属する年度とする。
- ウ 1の(1)のアの(イ)及びエの事業については、平成31年度とする。

## 3 事業実施期間

本事業の実施期間は平成29年6月7日から平成30年3月31日までとする。

## 4 事業実施主体

- (1)1の(1)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が 3戸以上であるものとする。
  - ア 都道府県
  - イ 市町村
  - ウ 農業者の組織する団体(事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の 定めのある団体に限る。以下同じ。)
  - エ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)
  - オ 地域農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会をいう。)
  - カ 地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省生産局長又は政策統括官 (以下「生産局長等」という。) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局 長をいう。)が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体(以下「特認 団体」という。)
- (2)1の(2)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が 3戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。
  - ア 都道府県
  - イ 市町村
  - ウ 農業者の組織する団体
  - 工 公社
  - オ 特認団体
- 5 事業の対象となる地域等
- (1)1の(1)のアからウまでの事業

助成の対象となるほ場は、平成29年梅雨期豪雨の影響により、農作物等に 甚大な被害を受けた地域において、次のアからウまでに掲げる要件を満たす ほ場とする。

- ア 1の(1)のアの事業 次のいずれかに該当するほ場とする。
- (ア)市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場
- (イ)市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場
- イ 1の(1)のイの事業

市町村長から都道府県知事に対し報告された被災ほ場とする。ただし、実需者が収穫を行う予定であったほ場の作物残さの撤去の取組

については、実需者が当該ほ場において収穫を行う予定であったが収穫を 行わなかった旨を当該実需者が証明したほ場とする。

## ウ 1の(1)のウの事業

災害復旧事業(農地・農業用施設等)において、客土工法が用いられた ほ場とする。

## (2)1の(1)の工の事業

助成の対象となる地域は、平成29年梅雨期豪雨により、農作物又は農業機械等に甚大な被害を受けた地域とする。

## (3)1の(2)の事業

助成の対象となる地域は、平成29年梅雨期豪雨により、甚大な被害を受け、 その機能の一部又は全部が不全となっている集出荷施設等が存在する地域と する。

#### 6 上限事業費

1の(2)のアの事業に係る上限事業費は、1施設当たり原則1千万円とする。

#### 7 留意事項

## (1)周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体が事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体が作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

## (2)パイプハウスの設置

生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあっては、 天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国 の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済、損害補償保険 等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

### (3)農業機械等のリース導入

ア 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び 天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

イ 助成対象者が、国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

## 第3 助成

## 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

- 2 助成対象外の経費
  - 次の経費は本事業の助成の対象としない。
- (1)国の他の助成事業又は支援を受け、若しくは受ける予定となっている取組 の経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等の導入経費(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
- (3) 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む)の導入経費
- (4) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)
- 3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

## 第4 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)事業実施主体は、別記様式第1号に次の別添様式を添付した事業実施計画 を作成し、所在する都道府県を所管する地方農政局長等(北海道にあっては、 北海道農政事務所を経由して生産局長等に提出するものとする。第5、第6 及び別紙において同じ。)に提出してその承認を受けるものとする。
  - ア 第2の1の(1)のアの事業 別添様式第1号
  - イ 第2の1の(1)のイの事業 別添様式第2号
  - ウ 第2の1の(1)のウの事業 別添様式第3号
  - エ 第2の1の(1)のエの事業 別添様式第4号
  - オ 第2の1の(2)のアの事業 別添様式第5号
  - カ 第2の1の(2)のイの事業 別添様式第6号
  - キ 第2の1の(2)のウの事業 別添様式第7号
  - ク 第2の4の(1)のカ又は(2)のオの特認団体 別添様式第8号
- (2)事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、 事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、(1)に準じた手続を行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更
- エ 国庫補助費の増又は3割を超える減
- 2 地方農政局長等による事業実施計画等の承認等

地方農政局長等は、要綱第5の2の規定に準じて、事業実施計画の承認を行うものとする。

また、第2の4の(1)のカ又は(2)のオの特認団体が事業実施主体である事業実施計画の承認については、特認団体を事業実施主体とすることの必要性も確認した上で、承認を行うものとする。

## 3 指導監督等

## (1)指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に、

ア 農業機械等のリース契約書等関係書類の管理及びリース期間内の適正な利用

イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用 について指導するとともに、毎年度、利用状況を確認するものとする。

#### (2)助成金の返還等

地方農政局長等は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業を活用して導入した農業機械等及びパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

## 第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該実施主体に対し、 成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

### 第6 事業の評価

1 事業の評価については、要綱第7の手続を準用するものとし、要綱第7の1 に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成 し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体による実績評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、 必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は生産局長等に対し、検討会開催 後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について速やかに公表するものとする。 なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行った後1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、6により事業実施主体を指導 した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとす る。
- 8 地方農政局長等は、6による取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

#### 第7 その他

1 本事業の支援対象

平成29年梅雨期豪雨による被害を受けたことが証明できる場合であって、事業実施主体又は助成対象者が自らの経営のために行う取組に限るものとする。

2 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

## リース方式による農業機械等の導入に関する基準等

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(以下「実施要領」という。) の第2の1の(1)の工の事業については、以下によるものとする。

## 1 農業機械等の範囲

本事業の対象とする農業機械等の範囲は、次のとおりとする。

- (1)共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。
- (2)助成対象となる農業機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理 合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知) にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等は除く。

## 2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(農業機械等を導入して利用する者と農業機械等の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約であって、リース事業者が利用者に対して貸し付けるために取得した農業機械等を対象とするもの。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)事業実施計画に記載された農業機械等の利用者及び農業機械等に係るもので あること。
- (2)リース事業者及びリース料が4の(3)により決定されたものであること。
- (3)リース期間が2年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

#### 3 リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式 によるものとする。

ただし、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては算式 、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式 によるものとする。

なお、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式 又は により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式 : 助成金の額 = 農業機械等の購入価格(税抜き) × 1 / 2 以内

算式 : 助成金の額 = 農業機械等の購入価格(税抜き) x (リース期間/法定耐用年数) x 1 / 2 以内

算式 : 助成金の額 = (農業機械等の購入価格(税抜き) - 残存価格(税抜き)) × 1 / 2 以内

算式 を用いてリース料助成金を算出する場合において、リース期間は、 設備利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日まで の日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字 を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

## 4 事業実施手続等

## (1)リース事業計画の作成及び提出

ア 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする農業機械等の利用者に、 リース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画(以下「リース事 業計画」という。)の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

イ 事業実施主体は、アにより入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記 3 によりリース料助成額を計算し、別添様式第4号によりリース事業計画を 作成し、別記様式第1号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

## (2)リース事業計画等の承認

地方農政局長等は、1から3までに掲げる基準を全て満たしているか確認を 行い、要綱第5の2により承認を行うものとする。

## (3)リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等の利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は農業機械等の利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

## (4)助成金の支払

事業実施主体は、(3)の入札及びリース契約に基づき農業機械等が農業機械等利用者に導入され、当該農業機械等の利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及び農業機械等の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該農業機械等の利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該農業機械等の利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

## (5)助成金の管理

事業実施主体は、農業機械等の利用者へリース料助成料を遅滞なく支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

別表

取組の補助率等は以下のとおりとする。

共同	で行う取組	補助対象経費	補助率	注意点	事業実施主体
(1)営農再開支援	ア 資材の調達等支援			・助成対象経費の根拠がわかる資料(納品書、請求書等)を添付す	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。
	(ア)次期作等支援 (イ)作物転換・規模 拡大支援 イ 栽培環境整備支援 (ア)作物残さの撤去 (イ)追加防除・施肥	被災した共済対象外作物の次期作の栽培開始又は平成29年度中の営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の購入経費並びに平成29年度中の営農再開に必要な作業委託費(一時的な作物転換の場合に限る。)及び農業機械等レンタル経費 被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材を除く。)の購入経費 被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好なお培環境を整備するために必要な掛増し経費生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤又は肥料の購入に必要な掛かり増し経費地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1 / 2 以内 定額 (1,500円/10a 以内) 1 / 2 以内	料(納品書、請求書等)を添付すること。 ・他作物に転換する場合の種子・種苗費は、前作の種子・種苗費の2倍を上限とする。	上である。アイウ とする。 アイウ とする。 アイウ とずる では である では である では である では である では である では である では できな では できな

10 -

耳	双 組	補	助;	付 象	経	費	補	助	率	注	意	点	事業実施主体
	ウ 土づくり支援		堆肥(	の追加的	的な投	引いて復旧した みを行った場 が要な経費			]/10	事業に取り組 おいて投の平均 上回ると分する場合に 対象経費のと 付すること。	る堆肥 的な堆 、その の量の 限るこ	の量(当該量 肥の投入量を 量)に対し、 堆肥を追加投 ととし、助成	
	エ リース方式による 農業機械等の導入支 援		戒等を「				(本位	額 体価格 2 以内	3 ])	・農業機械等を除く)が50ること。 ・共同利用又業の集約化にすること。	万円以.	上のものとす	
(2)集出荷施 設等におけ る農作物の 出荷円滑化 支援		被災により機能で、簡易修繕等	等により			が施設等につい 機能を回復させ	(補修		(補修等に必 要な経費に限			わかる資料を	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。 ア 都道府県 イ 市町村
又抜	イ 周辺集出荷施設等 の活用					辺施設に輸送 必要な輸送経費					がわか	る資料を添付	ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 特認団体
	ウ 集出荷機能等の強 化					を手選果等によ らために必要な		800円		作業労賃の根 付すること。	拠がわ	かる資料を添	

## 別記様式第1号

番 号 日

○○農政局長 殿

「北海道にあっては、農林水産省生産局長又は、農林水産省政策統括官 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名 所 在 地代表者氏名

印

平成29年度産地活性化総合対策事業のうち平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援 事業実施計画の(変更)承認申請について

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成29年8月31日付け29生産第 1116号、29政統第908号農林水産省生産局長、政策統括官通知)第4の1に基づき、関係書 類を添えて(変更)承認申請します。

(注) 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

担当者	:		
所属:			
氏名:			
所属: 氏名: 連絡先	:		
E-mail	:		

産地活性化総合対策事業のう	ち平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
---------------	-----------------------

事業実施計画書
事業実績報告書

事業実施年度: 平成 29 年度

事業実施主体名:

所 在 地:

## 1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
10夜旬	氏名	
	所属・役職	
	氏名	
担当者	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

## 2 被災の状況等

被災作物名 又は	被災の状況	成果目標		積又は 面積等	備考
被災施設名	W-12 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		面積	農家戸数	5
	(土づくり支援事業に取り組む際は、本メ ニューの要件である災害復旧事業(客土)の実 施状況について必ず記載すること。)		OOha	0	
			OOha	0	
			OOha	00	
	合 計		OOha	00	

注:資材の調達等支援、栽培環境支援、土づくり支援及びリース方式による農業機械等の導入支援の取組の場合は被災作物名及び被災面積を、施設の の 仮復旧等、周辺集出荷施設等の活用及び集出荷機能等の強化の取組の場合は被災施設名及び受益面積を記載すること。

#### 3 取組内容等

被災作物名							総事業費				
及びF初石 又は 被災施設名		取組内容 調達量 単価 国庫補助率						国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	備考
								円	円		
00	営農再開支援	資材	の調達等支援				0				
			種苗	Okg	○円/kg	1/2以内					
		栽培	環境整備支援				0				
			残さの撤去	OOha	1,500円/10a	定額 (1,500円/10a以内)					
			追加防除 (薬剤)	001	O円/l	1/2以内					
		土づ	くり支援				0				
			堆肥の追加的投入又 は緑肥のすき込み	実施面積 〇〇 a	10, 000円/ 10a	定額 (10,000円/10a以内)					
		リー等の	ス方式による農業機械 導入支援				0				
			機械リース導入	〇〇機械	O円/台	本体価格 1 / 2 以内					
	集出荷施設等に おける農作物の	施設	の仮復旧等				0				
	出荷円滑化支援		00	〇〇施設	〇円/施設	1/2					
		周辺	集出荷施設等の活用				0				
			00	CHO	7, 000円 /トン	定額 (7,000円/トン以内)					
		集出	荷機能等の強化				0				
			00	ООВ	5,600円 /日以内	定額 (5,600円/日以内)					
	·	•	·	•			0	0	0	0	

注1:集出荷機能等の強化の取組で、時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注2: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定(又は完了)年月日

平成 年 月 日

#### 5 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
[27]	(又は本年度精算額)	(又は本年度精算額)	増	減	
1 国庫補助金	円	円	H	円 	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(2) 支出の部	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年 <b>度精算</b> 額)	増	減	
	円	円	円	円	
(1) 営農再開支援					
ア 資材の調達等支援					
イ 栽培環境整備支援					
ウ 土づくり支援					
エ リース方式による農業機械等の導入 支援					
(2)集出荷施設等における農作物の出荷 円滑化支援					
ア 施設の仮復旧等					
イ 周辺集出荷施設等の活用					
ウ 集出荷機能等の強化					
合 計					

#### 6 添付書類

- (1) 事業内容毎に助成対象者、ほ場所在地、被災面積及び品目等が証明された資料(別記様式第1号別添2又は別添3)
- (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は規約
- (3) 各取組の積算が確認できる資料(資材納品書(写)、輸送費、作業労賃の根拠がわかる資料等)
- (4) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (5) 共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)
- (6) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

6 -

別記様式第1号別添2-1 (営農再開支援)(農業ハウス、農業機械等を除く)

### 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業助成対象者に係る被災証明

No.	事業 内容	助成対象者	住所	ほ場所在地	面積 (ha)	品目	被害状況 (具体的に記入)	備考

上記の者は、「平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成29年8月31日付け29生産第1116号、29政統第908号農林水産省生産局長、政策統括官 通知)に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

役職•氏名:

- 注:1「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
  - 資材の調達等支援
  - 栽培環境整備支援
  - 土づくり支援
  - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
  - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
  - 4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

## 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業 内容	助成対象者	住所	台数 等	被害状況	(流失・破損・倒壊の別) 具体的内容	備考

上記の者は、「平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成29年8月31日付け29生産第1116号、29政統第908号農林水産省生産局長、政策統括官通知)に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

役職•氏名:

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
  - ・ 資材の調達等支援
  - ・ リース方式による農業機械等の導入支援
  - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
  - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
  - 4 助成対象者(担い手)が、農業機械等に被害を受けた出し手農家(非担い手)から機械作業を集約化する場合は、下段に出し手農家(非担い手)の農業機械等の被害状況等を()書きで記載すること。
  - 5 被害状況が分かる写真等を添付すること。

## 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業 内容	助成対象者	住所	施設所在地		受益農家数(人)	被害状況 (具体的に記入)	備考
		內台				(ria)	女(人)	(共体的に記入)	

上記の者は、「平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成29年8月31日付け29生産第1116号、29政統第908号農林水産省生産局長、政策統括官通知)に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名:●都道府県●市町村

役職•氏名:

- 注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。
  - ・ 施設の仮復旧等
  - ・ 周辺集出荷施設等の活用
  - 集出荷機能等の強化
  - 2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。
  - 3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。
  - 4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

- 19 -

## 別添様式第1号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る資材の調達等支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

5 事業内容

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る資材の 調達等支援事業						
対象資材種苗マルチ	○¢ ○m					

## 別添様式第2号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る栽培環境整備支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

## 5 事業内容

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補助金	自己負 担	その他	備考
		(円)	(円)	四(円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る栽培環 境整備支援事業						
残さの撤去	○○ha					
追加防除 薬剤	<b>○</b> ℓ					

## 別添様式第3号

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る土づくり支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
	リエのとなけ、時知の中容がわれてとなけ割料してエク」。
	以下のように、取組の内容がわかるように記載して下さい。
	(堆肥の追加的投入の場合)
	平年時の投入量① ○○ t /10a   今回投入量②  △△ t /10a 追加的投入量の割合(②/①)  ●● %
	※追加的投入量の割合が150%以上の場合、補助対象になります。
	(対 皿のよれは 7. の用人)
	(緑肥のすき込みの場合) 緑肥播種~すき込み → 麦
4	その他事業実施に当たり必要な事項
	(本メニューの要件である災害復旧事業 (客土) の実施状況について記載すること。)
	(堆肥の追加的投入に取組む場合は、基準となる地域の平年投入量又は事業実施主体の平年時
6	こおける投入量について記載すること。)

## 5 事業内容

事業量	事業に要					
経費区分及び 対象機械・施設	実施面積	する経費 (円)	国庫補助金(円)	自己負担 (円)	その他 (円)	備考
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る土づく り支援事業 堆肥の追加的投入 (又は緑肥のすき込み)	○○ a	(1.47	1147	(14/	(147)	

## 別添様式第4号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係るリース方式による農業機械等の導入支援 事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	作物等の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

## 5 事業内容

事業量		事業に要				
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係るリース 方式による農業機械等の導入 支援事業						
対象機械 ○○機械	〇台					

## 6 導入する農業機械等

機械等利用	組織名						
者	代表者名						
	所在地						
	受益農家						
L. L. Art. Arte Lille L. N.	LILLATE A				N/A		/-
対象等機械	機種名				数	量	台
	型式名						
	対象作物						
	利用面積	(計画)	ha	(利用規模	下限)		ha
		(利用計画の設定)	の考え方	)			
	農業機械 等の被災 状況						
リース期間	開始日~約	冬了日(※1)			~		(年)
(注1)	リース借受日から○年間(※:		2)	(年)			
リース物件取	2得見込額	(税抜き)	[1]				(円)
リース期間終了後の残価設定(税抜き)			[2]				(円)
リース料助成申請額			[3]				(円)
  リース諸費用(金利・保険料・消費税等)			[4]				(円)
機械等利用者負担リース料(税込み)			[5]				(円)
リース物件係	是管場所						

注:1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

<sup>2</sup> 複数の機械等をリースする場合には、機械等毎にそれぞれ作成すること。

## 別添様式第5号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る施設の仮復旧等支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	施設の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

## 5 事業内容

事業量	事業に要					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る施設の 仮復旧等支援事業 対象施設 ○○施設	○施設					

## 別添様式第6号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る周辺集出荷施設等の活用支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1	施設の被災の状況
2	事業の実施方針及び目標
3_	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

5 事業内容

事業量	事業量					
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負担	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る周辺集 出荷施設等の活用支援事業 対象施設 ○○施設	Oトン					

## 別添様式第7号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る集出荷機能等の強化支援事業計画書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1_	施設の被災の状況
2_	事業の実施方針及び目標
3	活動計画
4	その他事業実施に当たり必要な事項

## 5 事業内容

事業量		事業に要		負担区分		
経費区分	調達量	する経費	国庫補	自己負	その他	備考
		(円)	助金 (円)	担 (円)	(円)	
平成29年梅雨期豪雨対応産 地緊急支援事業に係る集出荷 機能等の強化支援事業 対象施設 ○○施設	〇人日					

## 別添様式第8号

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に係る特認団体申請書

(事業実施年度:平成○○年度)

事業実施主体名

代表者氏名

事業実施主体名					耳	文組区	内容			
(特認団体名)										
構成員氏	名				•		住		所	
		特	認	と	す	る	理	由		

注:特認団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体 等とする。 別記様式第2号

 番
 号

 年
 月

 日

## ○○農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省生産局長又は、農林水産省政策統括官 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 住 所 名 称 代表者氏名 (印)

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業の実施状況報告について

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成29年8月31日付け29生産第1116号、29 政統第908号農林水産省生産局長、政策統括官通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて実施状 況を報告します。

> 担当者: 所属: 氏名: 連絡先: E-mail:

注:関係書類として、実施状況報告書を添付する。

平成29年梅雨期豪雨对応産地緊急支援事業 実施状況報告書

## 【担当者】

[事業実施主体]

所属・役職

担当者氏名

電話番号 (携帯電話番号)

FAX 番号

E-mail

注:担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載すること。

別記様式第2号 別添2 (営農再開支援)

1 取組の経過とその効果

## 2 事業の内容

(1) 成果目標の達成状況

チェック欄	成果目標の内容
□0 · □1	

(注)事業が適切に実施された場合には「1」、それ以外の場合には「0」欄にチェックを入れること。

(2) 営農再開の方法

営農再開の方法	作物名(他作物で再開する場合は被災作物名と転換作物名を記載)

## 3 添付書類

- (1) 別記様式第1号(事業実施計画書、事業内容等に変更があった場合は実績報告時に添付したもの。別添及び添付資料を除く。)
- (2) 共済又は保険等への加入状況が分かる書類
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

別記様式第2号 別添2 (集出荷施設等における農作物の出荷円滑化支援)

1 取組の経過とその効果

## 2 事業の内容

(1) 成果目標の達成状況

チェック欄	成果目標の内容
□0 • □1	

(注)事業が適切に実施された場合には「1」、それ以外の場合には「0」欄にチェックを入れること。

(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化の方法

出荷円滑化の方法	集出荷施設等の名称

## 3 添付書類

- (1) 別記様式第1号(事業実施計画書、事業内容等に変更があった場合は実績報告時に添付したもの。別添及び添付資料を除く。)
- (2) 共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写し
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

別記様式第3号

番号年月日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省生産局長又は、農林水産省政策統括官 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住 所名 称代表者氏名(印)

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業の評価報告について

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成 29 年 8 月 31 日付け 29 生産第 1116 号、29 政統第 908 号農林水産省生産局長、政策統括官通知)第 6 の 1 に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

担当者:
所属:
氏名:
連絡先:
E-mail:

注:関係書類として、評価報告書を添付する。

平成 29 年梅雨期豪雨对応産地緊急支援事業 評価報告書

## 【担当者】

[事業実施主体]

所属・役職

担当者氏名

電話番号 (携帯電話番号)

FAX 番号

E-mail

注:担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載すること。

T	<del>111/</del>	—	市態	支援
1	<u> </u>	反す	<b>*</b>	1 又1友

1 事業の効果	
---------	--

(	´ 1 ˙	) 具体的な]	取組内容
١.		/ ケマパギリノ・ム・	4V/III. 1/0.

## (2) 成果目標の達成状況

	成果目標の具体的な内容	
	成果目標の達成状況	
	被害面積(事業実施対象面積) ①	
	営農再開のため使用可能と なった面積 ②	
	達成率 (%)	
事業計画の妥当性		(理由)
適正な事業の執行		(理由)

注:「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。 また、その理由について記入すること。

## 2 添付書類

地方農政局長等が必要と認める書類

$\Pi$	集出荷施設等における農作物の出荷円滑化支援
1	事業の効果
(	(1) 具体的な取組内容

## (2) 成果目標の達成状況

	成果目標の具体的な内容		
	成果目標の達成状況		
	集出荷施設等数    ①		
	農作物の出荷円滑化が実現された集出 荷施設等数 ②		
	達成率 (%)		
事業計画の妥当性		(理由)	
	適正な事業の執行	(理由)	

注:「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。 また、その理由について記入すること。

## 2 添付書類

地方農政局長等が必要と認める書類

## 平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業に関する事業評価票

# (1) 営農再開支援

	事業実施初年度	成果目標の 具体的な内容	成果	と目標の達成状況(	例)	具体的な取組内容	地方農政局長等の意見
事業実施主体名			被害面積(事業 実施対象面積)	営農再開のため 使用可能となっ た面積	達成率		
〇〇市	29年度	(例)被害地域において29年度中に営農 を再開する	50ha	50ha	100%	• 000	0000

## (2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化支援

		i 成果目標の 具体的な内容	成果	見標の達成状況(	例)	具体的な取組内容	地方農政局長等の意見
事業実施主体名	事業実施 初年度		集出荷施設等	農作物の出荷円 滑化が実現され た集出荷施設等	達成率		
Ј АОО	29年度	(例) 収穫された農 作物がおおむね出荷	1	1	100%	• 000	0000

年 月 日年 月 日

○○農政局長 殿

事業の導入及び取組の経過

北海道にあっては、農林水産省生産局長又は、農林水産省政策統括官 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

[事業実施主体]住 所名 称代表者氏名(印)

平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業の改善計画について

平成 29 年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業実施要領(平成 29 年 8 月 31 日付け 29 生産第 1116 号、29 政統第 908 号農林水産省生産局長、政策統括官通知)第 6 の 6 に基づき、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記のとおり改善計画の実施について報告します。

記

2 	当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
3	改善方策
	(問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること)
<u>L</u>	
	担当者:
	所属:
	氏名:
	連絡先:

E-mail:

## 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

平成 年 月 日

地方農政局長等 殿 (事業実施主体経由)

> 助成対象者名 住 所 代表者名

ĘΠ

当社は、施設の利用開始時までに、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)に加入することを誓約します。

記

- 1 施設等の概要
- (1)補助事業名及び実施年度
- (2)助成対象者名
- (3)施設等の名称
- (4)施設等の所在地
- (5)施設等の構造及び規格、規模等
- (6)総事業費(うち国庫補助金等)
- 2 加入を予定している共済又は保険等の概要
- (1)共済又は保険等名
- (2)加入時期
- (3)共済又は保険等の期間
- (注)生産資材の購入助成を受けて設置したパイプハウスを含む。

## 動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書

平成 年 月 日

地方農政局長等 殿 (事業実施主体経由)

> 助成対象者名 住 所 代表者名

印

当社は、農業機械等の利用開始時までに、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することを誓約します。

記

- 1 農業機械等の概要
- (1)補助事業名及び実施年度
- (2)助成対象者名
- (3)農業機械等の名称
- (4)農業機械等の保管場所の所在地
- (5)農業機械等の機種名、型式名、対象作物、利用面積等
- (6)総事業費(うち国庫補助金等)
- 2 加入を予定している共済又は保険等の概要
- (1)共済又は保険等名
- (2)加入時期
- (3)共済又は保険等の期間